

「県民カレッジ情報ボックス」実施要項

1 目的

講座実施者が「県民カレッジ講座」のチラシ類を、ヨークベニマル、県出先機関、公民館等に各施設に設置、施設と連携してより多くの県民に講座情報を届けることで、県民が主体的、継続的に学習活動に取り組めるようにする。

2 県民カレッジ講座

- (1) 受講者の対象地域を1市町村に限定せず、他市町村の住民も参加できる講座「県民カレッジ講座」とする。
- (2) 主体：：県、市町村、大学等高等教育機関、NPO、民間の教育機関 等

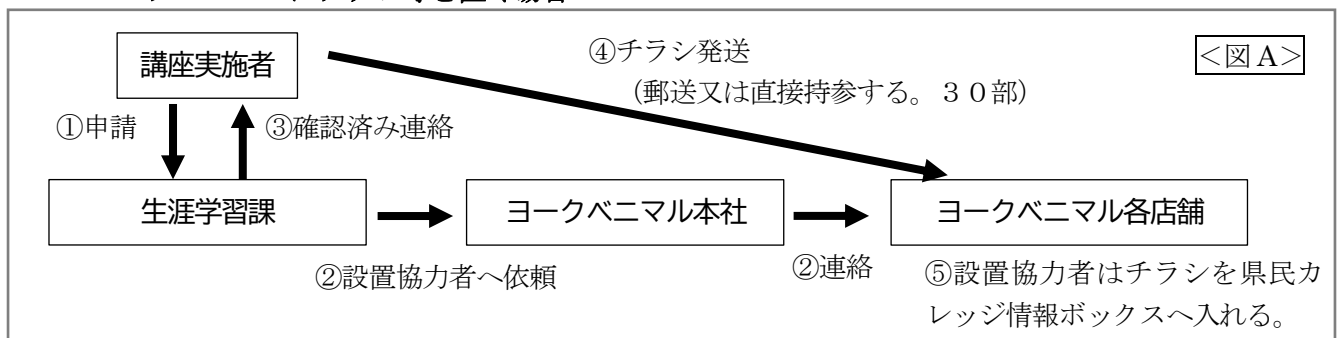
3 実施の流れ

- (1) 講座実施者は生涯学習課に申請する。
 - ア 別紙申請書（別紙1）及び設置箇所一覧[A]（別紙2）、設置箇所一覧[B]（別紙3）により、発送する日の一週間前までに申請する。
 - イ 申請書には発送するチラシ類を一セット添付する。
 - ウ 一箇所への発送部数は1回30部以内とする。
 - エ 生涯学習課への報告方法（持参/郵送/Eメール）は問わない。
- (2) 生涯学習課は、申請内容を確認し、設置協力者（ヨークベニマルは本社経由<図A>、公民館は各市町村教育委員会経由<図B>、各地方振興局、県関係の施設は直接）に依頼する。
- (3) 生涯学習課は講座実施者に依頼（2）済みの連絡をする。
- (4) 講座実施者は生涯学習課からの（3）の連絡を受け、申請した発送予定日にチラシ類を発送する。
 - ア チラシ類は講座実施者が設置協力者へ直接持参するか、または送付する。
 - イ 講座のチラシ類には「県民カレッジ講座」と明記する。
- (5) 設置協力者は生涯学習課からの（2）の連絡（ヨークベニマル各店舗は本社経由）により、届いたチラシ類を県民カレッジ情報ボックスに入れる。

※ なお、不明なチラシ類が届いた場合は、生涯学習課まで連絡する。

4 説明図

<ヨークベニマルにチラシ等を置く場合>



<公民館にチラシ等を置く場合>

